

開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱い工程

埋蔵文化財包蔵地において開発事業等が計画された場合の調整と、その結果、当該埋蔵文化財が現状で保存できない場合の、埋蔵文化財の取扱いの工程は次のとおりとする。

記録保存の措置としての埋蔵文化財の本発掘調査は、原因者の理解と協力を得て、現地における発掘作業、屋内における調査記録・出土品の整理、そして当該本発掘調査によって得られた成果をとりまとめた発掘調査報告書を公開、図書館等の公的機関に配布することをもって完了する。

事前協議

- ・ 開発事業の計画と協議開始
 - ・ 予備調査（文献調査／現地踏査／試掘調査／確認調査）
 - ・ 埋蔵文化財の取扱い協議
 - ・ 本発掘調査の計画立案（調査範囲／調査費用・期間）
 - ・ 本発掘調査の委託契約
- ・ 事業者から土木工事の届出等
（文化財保護法第 93 条または 94 条）
 - ・ 発掘調査の指示・勧告
 - ・ 調査主体からの発掘調査の届出等
（文化財保護法第 92 条または 99 条）

本発掘調査

発掘作業（別紙 2-1、2-2、2-3 参照）

- ・ 事前準備
 - 事務所・駐車場等用地の整備、機材運搬等
 - 発掘前段階作業
 - ・ 発掘・掘削作業
 - 表土等掘削作業
 - 遺物包含層の掘削作業
 - 遺構検出作業
 - 遺構掘削作業
 - 図面作成・写真撮影作業
 - その他諸作業
- * 下位に別の遺構面がある場合は、上記の作業を繰り返す
- * この間、現地説明会等による一般への公開
- ・ 事後作業 埋戻し、現地撤収
- 整理作業（別紙 2-4 参照）
- ・ 記録類と出土品の整理作業
 - ・ 報告書作成作業
 - 調査成果の検討
 - 出土品の図化・復元・写真撮影
 - 報告書作成（原稿執筆、編集作業、校正等）

- ・ 警察署に「発見届」提出
- ・ 警察署長から県教育委員会（政令市・中核市含む）に「埋蔵文化財提出書」
- ・ 県教育委員会による鑑査及び警察署長への「文化財認定通知」
- ・ 警察署は「発見届」を受けると遺失物法により公告
- ・ 公告期間（14 日）後 6 ヶ月経過し、所有者不明の場合は県帰属

記録類・出土品の収納保管

図面、写真等記録資料の登録収納、
出土品の収納保管

埋蔵文化財本発掘調査の作業内容及び作業量の標準

【本発掘調査の発掘作業内容の標準】

1 発掘作業工程及び成果品の標準

「文化庁標準」、「中四標準」及び「発掘調査のてびき」（文化庁文化財部記念物課監修）に準拠し、鳥取県の特質、実態及び実績等を踏まえた発掘作業量の算定に当たって必要となる遺跡の種類ごとの各段階の作業の内容及び精度の標準

- (1) 集落遺跡における発掘作業工程及び成果品の標準
(附：竪穴建物の発掘作業及び検出遺構の記録作成の標準)
- (2) 旧石器時代遺跡における発掘作業工程及び成果品の標準
- (3) 古墳（墳丘墓、経塚等を含む）における発掘作業工程及び成果品の標準
- (4) 窯跡における発掘作業工程及び成果品の標準
- (5) 製鉄遺跡における発掘作業工程及び成果品の標準
- (6) 都市遺跡、近世遺跡、寺院・官衙跡、城館跡における発掘作業工程及び成果品の標準

【本発掘調査の発掘作業量の標準】

2 人力発掘作業量に係る標準歩掛と補正項目、補正係数等

「文化庁標準」及び「中四標準」に準拠し、鳥取県の特質、実態及び実績等を踏まえた発掘作業量を遺跡のもつ内容に即して適正に見積るに当たって基本となる客観的な延べ作業員数の算出に係る標準。

発掘作業員による人力発掘作業量のうち、「遺物包含層掘削」、「遺構検出」、「遺構掘削」の3工程に係る標準歩掛と補正項目、補正係数及び記録作成作業と諸作業の作業量に係る人力掘削作業量等に乗じる一定の比率等

- (1) 表土掘削
- (2) 遺物包含層掘削
- (3) 遺構検出
- (4) 遺構掘削
- (5) 記録作成及び諸作業の作業量

発掘作業工程	必要となる成果
<p>事前準備</p> <p>作業実施計画に関する現地での打合せ、安全対策に関する協議や準備、現場事務所や機材庫等の設営、土地の借上げ、調査を円滑に進めるための各種工事（進入路工事、立木等の伐採、低湿地遺跡調査の際の鋼矢板打設、ボーリング調査等）、調査補助員、作業員等の雇用等の業務がある。</p> <p>これらの事前準備は、開発事業や遺跡の内容に関する諸条件を考慮した上で必要な措置をとることとするが、上記のうち各種工事については、協議の上、開発事業者や他部局の協力を求めることが望ましい。</p>	<p><u>遺跡位置図</u></p> <p><u>物理探査成果等</u></p>
<p>表土等掘削前の現況の記録作成</p> <p>本発掘調査によってその土地に改変が加えられる前に、遺跡の立地及び地形の状況を正確に記録しておく必要がある。</p> <p>地形測量範囲については、遺跡の立地状況の特徴を表現するため、調査対象区域だけでなく、周辺地域を含めた範囲を行う場合もある。ただし、周辺地域の範囲については、開発事業者及び土地所有者と協議の上、事前に合意を得ておく必要がある。</p> <p>地形測量については業者委託も考えられるが、専門的知識が必要なものは、調査担当職員が直接行うか、あるいは業者委託する場合でも、調査担当職員の指示のもとに行う必要がある。</p> <p>また遺跡の正確な位置を記録するために、世界測地系第V系に基づいた座標値が三点以上示された測量図を作成する。必要に応じて地形測量図等の提供を開発事業者側に求める場合もある。写真については表土等掘削前における遺跡の立地、現況が十分理解できるものを撮影する必要がある。</p>	<p><u>基準点・水準点測量成果</u></p> <p><u>表土等掘削前測量図</u></p> <p><u>表土等掘削前遺跡全景写真・映像記録</u></p>
<p>表土等の掘削</p> <p>表土と遺物包含層上面までの土を除去する。試掘・確認調査によって遺構深度が明らかな場合は通常重機を使用するが、立地条件等により重機の使用が困難な場合や、表土が薄く重機を使用すると地下の遺構に影響を与えるおそれのある場合は人力により表土掘削を行う。</p> <p>また重機による表土掘削後には人力によって遺物包含層上面まで掘削・清掃を行う。</p>	<p><u>表土掘削前空中写真</u></p>
<p>調査区・土層観察用ベルトの設定</p> <p>試掘・確認調査等の結果をもとに決定された本発掘調査範囲に調査区の設定を行う。この際、実測・遺物取り上げ用のグリッド杭を10m単位を基本に設定する。設置するグリッド杭の内、最低三点には第V系の座標値を示すものとする。グリッドの間隔や設置の時期は各々の遺跡の状況を考慮するが、設置については、表土掘削後に行うのが一般的である。</p> <p>調査区の堆積土層の記録は、遺跡の変遷・埋没過程を知るためや、複数の遺構面が存在する場合の、それぞれの新旧関係を把握するために不可欠のものである。土層の記録は通常の調査区の場合、直交する二つの壁面で行うのが一般的であるが、遺跡の規模や性格、立地により適宜変える。</p> <p>なお、堆積土層の記録は遺跡のおおよその様相が判明した段階で行うこともある。</p>	<p><u>調査区配置図</u></p> <p><u>地区割り図</u></p> <p><u>調査区基本土層図</u></p> <p><u>写真・映像記録</u></p>

※デジタル一眼レフカメラの仕様及びデジタル画像の保存方法について（積算基準に関する参考事項）

近年、銀塩写真材料の供給及び現像処理が不安定な状況となっているため、デジタル写真への移行を検討しなければならない時期が来ている。デジタルカメラを選択する一つの目安として、印刷原稿の場合には最終印刷物の線数（一般的には1インチ《=25.4mm》あたり175線）の2倍の画素密度（1インチあたり350画素程度）があれば良好な仕上がりとなる。これをそのまま当てはめた場合、A4判（297mm×210mm）は1,200万画素程度が必要とされ、中判（6×7）カメラに相当する画質を確保するためには、撮影素子（イメージセンサー）の短辺が4,000ピクセル以上で、かつ、2,000万画素程度が必要とされている。現場撮影では、機動性や埃などへの配慮が必要になるため、大型一眼レフタイプ等、一体構造のものが使用に適していて、レンズ交換によって精度の高いレンズが使用できる仕様であることが望ましい。

撮影後の画像の保存は、JPEG画像では強い圧縮をかけると、画像が劣化する原因となるので非圧縮画像での保存が欠かせない。非圧縮画像を①RAWで保存する場合には現像ソフトウェアも保存すること、②TIFFで保存する場合にはTIFFへの変換を行うことが必要である。さらに、メディアの劣化やデータの消失等の事故に備えて、データを複数のメディアに保存しておくことが望ましい。保存媒体に異常がないか定期的に確認し、万一異常が確認された場合は、他の媒体への移し替えを行うことが肝要である。（引用、参考「文化財写真の保存に関するガイドライン」（一社）日本写真学会、文化財写真技術研究会）

成果品の仕様及び内容	成果品の説明
<p>遺跡位置図</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土地理院発行の 1/25,000 等の地形図に位置を表示する。 委託調査等に関する成果簿、図面類 	<p>報告書作成時に、遺跡の正確な位置が一目でわかるものが必要である。</p>
<p>基準点・水準点測量成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 3～4 級程度 	<p>調査箇所の正確な位置を把握することは、その後の開発計画との調整等のため、或いは、重要な遺構、遺物が出土して遺跡保存となり、将来、史跡整備を行う場合に必要不可欠である。そのためには世界測地系により正確な位置の記録が必要である。</p> <p>遺跡の近辺に公共基準点等が設置されている場合にはそれを利用することができるが、付近にない場合には測量士による調査用の基準点・水準点の設置が必要である。</p>
<p>表土等掘削前測量図</p> <ul style="list-style-type: none"> 縮尺 1/200～1/500、等高線 25cm～1m 程度（業者委託可） 地表面に明確な人為的痕跡を残す場合 →有意な情報が十分に表現可能な程度の仕様のも（業者委託の場合は調査担当職員の指示が必要） <p>表土等掘削前全景写真・映像記録</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用するカメラはマニュアル操作のできるアナログカメラを基本とし、フィルムは現段階ではカラー（ポジ）、モノクロを標準とする（※デジタルカメラの仕様等は 10 頁の欄外参照）。 （以下写真については同じ） 立地状況がよく分かる複数方向から撮影 報告書に大型版で掲載する機会が多いことからそれに耐え得る仕様のもの。 <p>表土掘削前空中写真（場合による）</p>	<p>遺跡の立地はその遺跡の性格を考える上で重要な要素であり、調査によって改変が加えられる前に、遺跡の立地する地形の諸属性を正確に把握しておく必要がある。また地形測量による微地形の把握により、地下遺構の位置や広がりについておおよその目安が付き、円滑に作業を進めていくことが可能となる。</p> <p>ただし、遺構の存在を反映する微妙な起伏が認められない通常の集落遺跡で、既に比較的详细な地形測量図がある場合や、市街地等で地形に大幅な改変が加えられ、旧地形を留めていない場合には、改めて地形測量を行う必要はなく、工事計画図面、都市計画地図等の既存図面で代用することができる。</p>
<p>調査区配置図</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺跡の規模により変動するが、通常縮尺 1/200 から 1/500 程度 <p>地区割り図（遺構平面割付図）</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常縮尺 1/200～1/500 程度 	<p>調査区配置図とは調査区の配置状況が正確に表示された図面であり、遺構配置図作成の基礎となるものである。通常基準点杭の位置やグリッド杭の位置も記載する。調査区が小面積の場合は下記の地区割り図と兼ねる場合もある。</p> <p>また調査区が広い場合や数ヶ所に分かれる場合は、各調査区ごとに各遺構平面図が調査区のどこに対応するのかを表示する図面（地区割り図・遺構平面割付図）が必要となる場合がある。</p>
<p>調査区基本土層図</p> <ul style="list-style-type: none"> 縮尺 1/20 程度 色調、土質等の土層の注記は「標準土色帖」等客観的な基準に基づいて行う 堆積状況に関する調査所見を記入する <p>調査区基本土層写真・映像記録</p> <ul style="list-style-type: none"> 土層全体もしくは堆積状況がより明確に分かる部分を撮影する。 	<p>遺構面が複数存在する場合や、遺物包含層が複数堆積している場合には、これらの形成状況・上下関係を正確に記録しておく必要がある。</p> <p>なお、丘陵に立地する遺跡で、遺構面を覆う層が表土のみである場合等、極めて単純な堆積状況を示す遺跡の場合は省略することもある。</p>

集落遺跡③

発掘作業工程	必要となる成果
<p>遺物包含層の掘削 遺物包含層は、遺物の出土状況が示す考古学的情報を正確に把握できるような方法で掘削する必要がある。試掘・確認調査のデータをもとに層位ごとに掘削を行う。 掘削方法は人力によって行い、遺物密度に応じて掘削する道具（スコップ、クワ、移植ゴテ等）を選択する。排土処理は調査効率が上がるよう、ベルトコンベアやキャリアダンプ等の機械力を使用することが多いが、調査環境によっては一輪車等人力によって行う場合もある（遺構検出、遺構掘削の工程も同じ）。 遺物の取り上げは、通常の堆積による遺物包含層の場合、グリッド単位で層位ごとに取り上げることを基本とするが、原位置を保ち出土位置に意味がある場合、または堆積状況に何らかの重要な情報（倒壊・焼失・遺棄等）が認められると判断される場合は、必要に応じてグリッドをさらに細分する等の方法で精査して出土状況を記録した上で、慎重に取り上げる。</p>	<p>遺物出土位置記録 （遺物台帳等）</p> <p>遺物出土状況写真、映像記録 遺物出土状況図 （廃棄位置がわかる土器溜まり等）</p>
<p>遺構検出 遺物包含層の掘削後、遺構確認面の精査を行う。通常この段階で遺構の状況が概ね把握され、大まかな遺跡の内容が把握される。 遺構確認面の精査はジョレン・草削り・移植ゴテ等を用いて人力で行う。遺構の平面形や遺構間の重複関係等が確認できる場合は、写真等の必要な記録をとる。またこの段階で、遺構の性格判定やその掘削方法を検討・記録するために、遺構配置状況を記した遺構配置図を作成する。 また、簡易な空中写真撮影（ドローン等による撮影※）によって、建物の配置等を検討することも効果的な場合がある。</p>	<p>遺構検出状況平面図</p> <p>遺構検出状況写真・映像記録 遺構検出状況空中写真 遺構配置図</p>
<p>遺構埋土の掘削 遺構検出で確認した遺構の切り合い関係をもとに、新しい遺構から順に掘り下げを行う。遺構の規模や種別、残存度によって調査方法は様々だが、具体的な遺構の調査工程の内容について、堅穴建物を例に示すと⑦（ア）のとおりである。</p> <p>検出遺構の記録作業 それぞれの遺構が掘り上がった後、図面や写真による記録作業を行う。遺構の規模や種別・残存度によって記録方法は様々であるが、具体的な記録作業について堅穴建物を例に示すと⑦（イ）のとおりである。なお、県内の「砂丘地」や「低湿地」等、土質が軟弱な環境に立地する堅穴建物、掘立柱建物では、柱穴の底に「礎盤」を置く事例や、掘立柱建物の場合には長軸に平行して2本の溝を掘り「地中梁」を埋置する事例がある。これらの遺構の記録作業では、遺構を断ち割って立面図・断面図を作成することも必要である。</p>	<p>成果品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構平・断・立面図 ・遺構平・断・立面写真 ・遺物出土位置の記録 ・遺物出土状況図・写真 ・映像記録 <p>堅穴建物については集落遺跡⑦のとおり。</p>

*見開きの頁で1組

*太字は必須のもの

※ドローン、ラジコン機等の無人航空機を使用する場合は、平成27年11月25日付文化庁文化財部伝統文化課からの事務連絡「無人航空機（ドローン・ラジコン機等）を飛行させる際の飛行ルールと文化財保護の関係について（周知）」に拠ること。

集落遺跡④

成果品の仕様及び内容	成果品の説明
<p>遺物出土位置記録（遺物台帳等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平面位置、標高、出土層位、調査区等必要な情報を記録したもの。電子媒体に記録したのもよい。 <p>遺物出土状況写真・映像記録</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要度に応じた記録方法をとる。 <p>遺物出土状況図</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常縮尺 1/5～1/20 程度 平面図及び立面・断面図又は、平面図にレベルの記入されたもの。 	<p>遺物は、出土した遺構や層位等との関連性が明らかになって初めて資料的価値を有する。したがって、遺物の出土位置が有意と認められる場合には、その記録をとる必要がある。ただし、通常の堆積状況を示す遺物包含層の場合はグリッド・層位ごとの記録とする。</p> <p>なお、遺物包含層中であっても、遺構との密接な関係が想定される場合や何らかの重要な情報が認められると判断される場合には、それぞれの出土位置情報を記録することもある。</p> <p>また、遺物の出土状況において、重要な情報を有し、かつ写真のみでは十分にその情報が記録できない時には、遺物の出土状況図を作成する場合がある。</p>
<p>遺構検出状況平面図</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺構の切り合い関係を示す図面 縮尺は状況に応じて選択 <p>遺構検出状況写真・映像記録</p> <ul style="list-style-type: none"> 考古学的な重要度に応じた記録方法をとる。 <p>遺構検出状況空中写真</p> <p>遺構配置図</p> <ul style="list-style-type: none"> 縮尺 1/100～1/200 程度 遺構の番号、位置や切り合い関係、埋土等の情報を整理した図面。 	<p>遺構はその性質上、掘り上げてしまえばその内容について再検証することは極めて困難である。したがって遺構の重複関係が平面的に確認できる場合等には、より客観的な記録保存を行うために検出時の記録をとる必要がある。</p> <p>ただし、遺構検出状況は写真で十分表現できないことも多く、遺構平面の検出状況やその考古学的重要度を考慮した上で、写真撮影の必要性を個別に判断する。</p> <p>また、遺構配置図は、遺構相互の関連や重複関係の矛盾等を検討し、全体の遺構変遷を整理、検証しつつ掘削を進める上で有効であるので、この段階で作成する。</p>
<p>遺構平・断・立面図</p> <ul style="list-style-type: none"> 縮尺 1/10～1/20 程度 <p>遺構平・断・立面写真</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用するカメラはマニュアル操作のできるアナログカメラを基本とし、フィルムは現段階ではカラー（ポジ）、モノクロを標準とする（※デジタルカメラの仕様等は 10 頁欄外参照）。 <p>遺物出土位置の記録</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺物台帳等。電子媒体に記録したのもよい。 <p>遺物出土状況図・写真</p> <ul style="list-style-type: none"> 図面は縮尺 1/5～1/20 程度 写真はカラー（ポジ）、モノクロを標準とするが、高画素数（概ね 1200 万画素以上）のデジタルカメラを併用、または単独で使用する場合もある。 <p>映像記録</p> <p>竪穴建物については集落遺跡⑦のとおり。</p>	<p>主として遺物と遺構の関係や遺構の埋没過程についての記録が主要な成果品となるが、本工程は発掘調査の中核をなす部分であり、各種遺構・遺物のもつ重要度にあわせて適切な記録をとる必要がある。</p> <p>各種遺構の完掘状態の記録は、調査記録として利用される頻度が最も高いものであり、その重要度や性格に関する情報を客観的かつ十分な精度を保つ方法によって記録する必要がある。</p>

発掘作業工程	必要となる成果
<p>調査区全体図作成・全体写真撮影 全体の遺構掘削終了時に行われる遺跡（調査区）全体や遺構のまとまりごとの図面作成及び写真撮影。遺跡全体の状況が一目で把握できる総括的な記録であり、利用される頻度も高い。</p>	<p>調査区全体図・地形測量図</p> <p>調査区全体写真（空中写真）・映像記録</p>
<p>補足調査 遺構掘削と全体の記録終了後、遺構内部の断ち割り調査や遺構面の下層にさらに遺構や遺物がないか等を確認するため、必要に応じて部分的にトレンチを入れて確認する。下層に調査が必要となる遺構や遺物包含層が確認された場合には、表土等の掘削から補足調査までの作業を繰り返す。</p> <p>遺跡によっては、その性格や年代を把握する上で自然科学分析を行う場合がある。この場合、必要なサンプルの採取と分析を行うが、専門家（専門業者）による採取が必要な場合もある。</p>	<p>トレンチ位置図</p> <p>断面土層図・写真等</p> <p>土層剥ぎ取り・遺構切り等成果品</p> <p>分析委託成果品</p>
<p>埋め戻し 調査後の埋め戻しは行わないことを原則とするが、調査現場の安全管理上、または遺跡・遺構の保存等の理由により、土のうや砂、真砂土等により調査区の埋め戻しを行う場合がある。 なお、遺跡や遺構の保存等の理由により埋め戻しを行う際には、埋め戻しの手法や保存した遺構の位置等について具体的な記録を残しておく必要がある。</p>	
<p>撤収・引き渡し 現地調査が完全に終了する前に、調査漏れの事項がないか再度確認を行う。 確認終了後、発掘機材の撤収や現場事務所等調査に関連する設備等の撤去作業を行う。 撤去後の現場は安全管理等に関する必要な措置をとり、速やかに本発掘調査の委託者等の関係者に報告し、現場の引き渡しを行う。</p>	

*見開きの頁で1組

成果品の仕様及び内容	成 果 品 の 説 明
<p>調査区全体図・地形測量図</p> <ul style="list-style-type: none"> 1/100～1/200 程度、等高線間隔 25cm 程度の全体図を作成するが、遺跡の規模・性格によって適宜選択する。 完掘時の遺構配置及び地形が表現されているもの。 <p>調査区全体（空中）写真・映像記録</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常報告書に大型版で掲載される写真であり、それに耐えうる仕様のもの。 	<p>遺跡完掘時の記録は、その遺跡の全体像を把握する上で最も有効なものがある。この時点における記録作成は不可欠であり、かつ十分な精度を持つて行う必要がある。</p> <p>調査区全体図は、大規模な調査の場合は空中写真撮影・測量によることも多いが、調査面積等の条件によっては部分ごとの遺構平面図（縮尺 1/10 から 1/20 程度）を合成して作成することもある。完掘写真については、その遺跡の特徴が最大限に表現できるよう十分配慮する必要がある。特に大規模遺跡の場合は、遺跡全体が俯瞰できる写真による記録化が望ましいが、小規模な遺跡の全体写真は写真用やぐらまたは高所作業車等を用いることが多い。</p>
<p>トレンチ位置図</p> <ul style="list-style-type: none"> 既作成の平面図を利用してよい。 <p>断面土層図・写真等</p> <p>→他の断面土層図の仕様に準じる。</p>	<p>工程「表土掘削」から工程「調査区全体図作成・全体写真撮影」のものに準ずる。</p>
<p>土層剥ぎ取り・遺構切り取り等成果品</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺構・土層の種類に応じた仕様とする。標準的な手法によるものとし、試験研究途上の手法は避ける。 	<p>現状保存が困難であるが、その地域における歴史資料として極めて重要な意義を持ち、記録として最低限必要な場合には、遺構の切り取り・土層の剥ぎ取り・型取り等を行う場合がある。</p>
<p>分析成果品</p> <ul style="list-style-type: none"> 業者等に委託する場合が大半 各種の分析データ、それに基づく分析結果 標準的な手法による分析とし、試験研究的な手法による分析は避ける。 	

竪穴建物の発掘作業・検出遺構の記録作業の標準

(ア) 竪穴建物の発掘作業工程及び成果品の標準

*太字は必須のもの

発掘作業工程	発掘成果品とその仕様
<p>遺構面精査、遺構検出 当時の生活面及び掘込面、または調査時点での検出面の把握を行い、竪穴建物の平面形を人力により検出する。遺構の重複関係等重要な意味が認められる場合には、必要に応じて写真等の記録をとる。</p>	<p>遺構検出状況平面図 ・状況に応じて縮尺を選択 遺構検出状況写真・映像記録 ・重要度によって記録方法を選択</p>
<p>竪穴建物の埋土掘削 竪穴建物の埋土の掘削は基本的に移植ゴテ、草削り、手バチ等を用い、遺物の出土状況と層位との関係に注意しながら慎重に掘り進める必要がある。 埋土中の遺物の取り上げ方法については、竪穴建物内の区画単位で層位ごとに出土層位、調査区等出土位置を記録しながら一括して取り上げることを標準とするが、原位置を保ち出土位置に意味がある場合または堆積状況に何らかの重要な考古学的情報が認められると判断される場合は、必要に応じて精査を行い、平面位置、標高等の出土状況も記録したうえで慎重に取上げる。 また、鍛冶工房、玉作工房等、微細な遺物の存在及び出土地点に重要な考古学的情報がある場合等には、遺物出土位置の記録、水洗選別等の必要な措置をとる。</p>	
<p>埋土断面の記録・土層観察用ベルトの設定 竪穴建物内に設定したベルトの土層観察、断面実測、写真撮影を行う。二本のベルトを十字形またはL字形に設定するのが原則であるが、竪穴建物の規模や遺存状況により適宜変える。 色調、土質、遺物や炭化物等の包含状況等、土層注記は客観的な基準に基づいて行う。 なお、遺構間の重複関係が認められる場合には、新旧関係や建替えの有無等の把握を行い、切り合い関係を表現する土層断面図、写真等の必要な記録をとる。周堤が存在している場合は、平面図とベルトに沿った断面図、写真で記録する。</p>	<p>土層断面図 ・縮尺 1/20 程度 ・自然、人為的堆積の判別やその根拠等、堆積状況に関する調査所見を記入したもの。 土層断面写真・映像記録 ・考古学的な重要度に応じて記録方法を選択する。</p>
<p>床面遺物等の記録 竪穴建物の床面遺物であっても一律に扱うことはできないが、焼失住居など廃絶時の原位置を保っていると考えられる床面遺物、焼土痕、炭化材の場合は、出土位置の記録の他、出土（検出）状況図、写真等の記録をとったうえで、年代測定や樹種同定に必要な試料を採取する。建築材等が建物の復元に資する良好な状態で検出された焼失住居の場合は、床面の剥ぎ取りを行う場合がある。 また床面遺物ではなくても、その竪穴建物の年代や性格を考慮する上で重要な遺物の場合は、必要に応じて出土位置を記録する。</p>	<p>遺物等出土状況写真・映像記録 ・考古学的な重要度によって記録方法を選択する。 床面遺物等出土（検出）状況図、土層断面図、立面図 ・縮尺 1/5 から 1/20 程度 遺物出土位置記録（遺物台帳等） ・出土位置及び層位等必要な情報を記録したもの。 ・電子媒体に記録したものでもよい。</p>
<p>床面精査、柱穴、付属施設のプラン確認 竪穴建物の床面を精査し、床面状況の確認や柱穴や中央ピット、排水溝、壁溝、炉、カマド、貯蔵穴など付属施設の検出を行う。床面の形状や硬さ、貼床の有無等の確認を行い、必要に応じて図、写真等の記録をとる。 柱穴の場合、検出面や、掘り下げた時点で柱痕跡や「礎盤」が確認できる場合があるため、必要に応じて柱穴掘り方と柱痕跡や「礎盤」の平面・立面実測を行う。</p>	<p>床面検出状況写真・映像記録 ・考古学的な重要度によって記録方法を選択する。 柱穴掘り方、柱痕跡、中央ピット、炉跡、カマド、貯蔵穴等検出状況平面図 ・縮尺 1/10 から 1/20 程度 柱穴掘り方、柱痕跡、中央ピット、炉跡、カマド、貯蔵穴等検出状況写真・映像記録 ・考古学的な重要度に応じて記録方法を選択する。</p>

(次頁へ続く)

発掘作業工程	発掘成果品とその仕様
<p>柱穴、付属施設の掘削・完掘、平面・土層断面図の記録</p> <p>柱穴は、柱痕等の検出に努め、大型のものを除き半截して掘り下げるが、炉等のやや大型の遺構の場合は四分法によって掘削する場合もある。柱穴、炉、カマド、中央ピット、貯蔵穴等の付属施設内出土の遺物は堅穴建物の相対年代決定や性格を考える上で重要であることから、その属する層位に留意し、出土位置を記録する必要がある。</p> <p>柱穴の土層は、通常、土層断面図・写真等によって記録するが、単一層の場合は土層注記のみを行い、土層断面図、写真等を省略する場合もある。</p> <p>柱穴、炉、カマド、中央ピット、貯蔵穴等の付属施設やその他の施設は、堅穴建物内での位置、形状、規模、被熱、灰層等使用痕跡の有無などの把握を行い、平面図、土層断面図、立面図、写真等必要な記録をとる。</p> <p>カマドの場合、煙道がトンネル状になるものや建物外へ延びる等、複雑な構造のものがあるので、構造や使用状況の復元が十分できるような正確な記録を行う必要がある。</p>	<p>遺物出土位置記録（遺物台帳等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出土位置及び層位等必要な情報を記録したもの。 ・電子媒体に記録したものでもよい。 <p>柱穴、炉、カマド、中央ピット、貯蔵穴等平面図、土層断面図、立面図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縮尺 1/10～1/20 程度 ・構造や使用状況等が十分に表現可能な記録方法をとる。 <p>柱穴、炉、カマド、中央ピット、貯蔵穴等土層断面写真、映像記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構の種別や特徴が十分に表現可能な記録方法によって記録を行う。
<p>遺構全体の実測・写真撮影</p> <p>堅穴建物完掘時の記録は、規模、平面形態、断面形態、構造、方位、調査区内や世界測地系第Ⅴ系の座標上の位置、隣接する遺構との関係等、その全体状況に関する総括的なものであり、必要な情報が十分表現できる方法によって記録を作成する必要がある。</p> <p>完掘写真は通常報告書で大型版で掲載するものが多いため、それに適した仕様で撮影する必要がある。遺構の実測は、縮尺 1/20 程度で精度が十分に確保できる方法による。また、トータルステーション、電子平板、標定点を設置したデジタルカメラによる撮影等による実測や写真測量の場合は、現地等で調査職員が原図の補正を行い、必要なデータが十分網羅された図面を作成すること。</p>	<p>建物平面図・掘り方断面図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縮尺 1/20 程度 ・掘り方断面図では、土層断面図で記録化できない重要部分の補正を行う。 <p>建物完掘写真・映像記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構の性格、特徴が十分に表現可能な方法によって行う。 <p>調査区全体写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査区内での位置、隣接する遺構との関係等がわかるもの。
<p>断ち割り調査、床下構造の確認</p> <p>貼床のある建物の場合、必要な記録をとった後、断ち割り調査を行い、土層断面図、写真、断ち割り位置図等必要な記録の補正を行う。</p> <p>貼床下に建物掘り方等の床下構造が確認された場合には、構造や使用状況等の把握を行い、完掘後、掘り方平面図、掘り方断面図、写真等の必要な記録をとる。</p>	<p>断ち割り部分の土層断面図等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縮尺 1/20 程度 <p>断ち割り位置図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縮尺 1/20 程度。建物平面図を使用してもよい。 <p>断ち割り部分の土層断面写真・映像記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造や使用状況等が十分に表現可能な記録方法をとる。 <p>床下掘り方平面図、掘り方断面図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縮尺 1/20 程度 <p>床下掘り方完掘写真、映像記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造や使用状況等が十分に表現可能な記録方法をとる。
<p>補足調査</p> <p>掘り過ぎや検出困難等の理由で不明瞭な部分に関する事項、調査時点での遺構に関する解釈等の把握、整理を行い、図面、写真など必要な記録の補正を行う。</p>	<p>調査日誌の整理</p> <p>野帳の整理</p> <p>図面、写真の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の図面に記載した注記、写真等の補正を行う。

(イ) 竪穴建物における記録すべき内容の標準

竪穴建物の調査において、記録すべき内容としては以下のものが考えられる。これらの内容を十分に表現し、かつ、後日内容の十分な確認が行える方法（図面、写真、調査日誌等）によって記録作業を行う必要がある。

項目	記録すべき内容	記録内容が表現される成果品
建物の位置	調査区内での位置、隣接する遺構との関係等	調査区全体図、遺構配置図、調査区全体写真等
建物の生活面、掘込面及び検出面	当時の生活面、掘込面及び調査時点での検出面の把握	調査区基本土層図、写真等、遺構検出状況平面図、写真等
検出状況、重複関係	検出建物の平面形、重複遺構との新旧切り合い関係、建て替えの把握	建物平面図、切り合い関係を表現する建物土層断面図、写真等、遺構検出状況平面図、写真等
埋土（覆土）	層位の区分、客観的な土色、土質、遺物、炭等の包含状況、自然、人為堆積の判別とその根拠等	遺物出土状況平面図、土層断面図、立面図、写真等、建物土層断面図、写真等
床面・壁面の状態	壁面の傾斜、床面の形状や硬さ、貼床の有無等、壁体溝、仕切溝の形状等	建物平面図、土層断面図及び必要な情報が表現された写真等
柱穴	数と配置、形状、規模、柱痕跡、柱穴の有無等、主柱穴の配置とその判断根拠	建物平面図、土層断面図、写真等、柱穴掘り方、柱痕跡、柱穴平面図、土層断面図、立面図及び必要な情報が表現された写真等
炉、焼土面	位置、形状、規模、構造、使用痕跡等の特記事項（被熱、灰層の有無等）	炉検出状況平面図、写真等、建物平面図、土層断面図、炉平面図、土層断面図及び必要な情報が表現された写真等
カマド	位置、形状、規模、（煙道等の）構造、使用痕跡等の特記事項	カマド検出状況平面図・写真等、建物土層図、土層断面図、カマド平面図、土層断面図、立面図及び必要な情報が表現された写真等
貯蔵穴、中央ピット、特殊ピットその他の施設	位置、形状、規模、構造、使用痕跡等の特記事項	貯蔵穴検出状況平面図・写真等、建物土層図、土層断面図、貯蔵穴平面図、土層断面図、立面図及び必要な情報が表現された写真等
遺物出土状況	埋土中の遺物は出土層位に留意し、原位置を保つ床面遺物の場合は、出土位置の記録及び柱穴、炉、カマド、貯蔵穴等付属施設との関係が表現された記録	遺物出土位置記録（遺物台帳等）、遺物出土状況平面図・立面図等、遺物出土状況写真等
建物完掘状況	規模、平面形態、断面形態、構造、方位、調査区内での位置、隣接する遺構との関係等全体状況に関する総括的な情報が十分表現できるもの。	建物平面図、土層断面図、掘り方平面図、断面図、建物完掘写真、調査区全体写真等
床面断ち割り調査	貼床断ち割り部分の土層断面図、断ち割り位置図は建物平面図等を利用可	断ち割り部分土層断面図、写真等、断ち割り位置図、建物平面図等
床下構造	貼床下の構造が十分表現できるもの	床下掘り方平面図、断面図、完掘写真等
その他特記事項	掘り過ぎや検出困難等の理由で不明瞭な部分等に関する事項、調査時点での遺構に関する解釈等	調査日誌、野帳、個々の図面に記載した注記等